

—養育費の取り決めはしていますか—

ひとり親の 養育費の受け取りをお手伝いします

養育費は、子どもの生活や将来のために大切なものです。ひとり親家庭の方が養育費を確実に受け取れることを支援するため、次の2つの費用を補助します。

❖ 養育費に関する公正証書等作成費用を補助します

養育費の取り決めについて作成した文書（公正証書等）の作成費用や家庭裁判所での調停に必要な収入印紙代・郵便切手代などを補助します。（上限3万円）

❖ 養育費保証契約の保証料を補助します

保証会社と養育費保証契約を締結した場合に、保証料の負担分を補助します。（上限5万円）



❖ 詳しくは裏面または久留米市ホームページをご覧ください。

市では公正証書の作成などについて、無料で市民相談を実施しています

担当：広聴・相談課（市役所6階）

TEL：0942-30-9017(要予約)

相談日：毎月第3水曜日 13時～15時

公正証書の作成は公証役場で行います

名称：久留米公証役場

住所：福岡県久留米市中央町 28-7

TEL：0942-32-3307（要予約）

営業時間：平日 9時～17時

申請される方は、事前に下記の家庭子ども相談課までご相談ください

問い合わせ・相談先

久留米市役所 子ども未来部 家庭子ども相談課

電話 0942-30-9063

FAX 0942-30-9718

1. 養育費に関する公正証書等作成費用の補助

対象者 市内にお住まいのひとり親家庭の母または父で、次の①から④の要件を全て満たす方

- ① 養育費の取り決めに係る債務名義※（公正証書・調停調書など）を有している
- ② 養育費の取り決めに係る経費を負担している
- ③ 養育費の対象となる20歳未満の児童を現に扶養している
- ④ 過去に同一の児童を対象として、他自治体を含め公正証書等の作成に関する補助金を交付されていない

補助の対象（上限3万円）

- ① 公証人手数料令（平成5年政令第224号）に定められた公証人手数料（養育費に関する部分のみ）
- ② 調停に要する収入印紙代（養育費に関する部分のみ）
- ③ 裁判に要する収入印紙代（養育費に関する部分のみ）
- ④ 戸籍謄本等添付書類取得費用
- ⑤ 官公署が求める連絡用の郵便切手代

必要書類

- ① 養育費の取り決めに交わした文書（債務名義化した文書に限る）
- ② 当該ひとり親及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本並びに世帯全員の住民票
- ③ 当該ひとり親の児童扶養手当証書（児童扶養手当受給者の場合）
- ④ 補助対象となる経費の領収書（申請者が負担したものに限り） など

申請期限

公正証書等を作成した日（令和3年4月1日以降の日に限る）の翌日から起算して6か月に到達する日（週休日や休日の場合はそれらの日の翌日）まで

2. 養育費保証契約の保証料の補助

対象者 市内にお住まいのひとり親家庭の母または父で、次の①から④の要件を全て満たす方

- ① 養育費の取り決めに係る債務名義※（公正証書・調停調書など）を有している
- ② 養育費の対象となる20歳未満の児童を現に扶養している
- ③ 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している
- ④ 過去に同一の児童を対象として、他自治体を含め同様の補助金を交付されていない

補助の対象（上限5万円）

保証会社と養育費保証契約を締結するときに保証料として本人が負担した費用

必要書類

- ① 保証会社と契約した養育費保証契約書（保証期間が1年以上のものに限る）
- ② 当該ひとり親及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本並びに世帯全員の住民票
- ③ 当該ひとり親の児童扶養手当証書（児童扶養手当受給者の場合）
- ④ 養育費の取り決めに交わした文書（債務名義化した文書に限る）
- ⑤ 補助対象となる経費の領収書等（申請者が負担したものに限り） など

申請期限

養育費の保証契約を締結した日（令和3年4月1日以降の日に限る）の翌日から起算して6か月に到達する日（週休日や休日の場合はそれらの日の翌日）まで

※債務名義とは、強制執行の権限が記載された公正証書や家庭裁判所で作成した調停調書、審判書、判決等を行います。養育費の取り決めが守られない場合に、強制執行の手続きを取る際に必要です。